参考濃度について

火山灰濃度:電事連評価

2

プラントの設計層厚とそれに基づく参考濃度は、以下のとおり。
(既に新規制基準への適合に係る設置変更許可を受けているプラントについて例示)

	美浜 3号 機	高浜 1,2号機	高浜 3,4号機	大飯 3,4号機	伊方 3号機	川内 1,2号機	玄海 3,4号機
設計層厚 ^{*1} (cm)	10.0	10.0	10.0	10.0	15.0	15.0	10.0
参考濃度*2 (g/m³)	約1.8	約1.4	約1.4	約1.5	約3.1	約3.3	約3.8
現状の 限界濃度*³ (g/m³)	約1.6	約1.6	約1.8	約1.1	約0.7	約1.0	約0.9

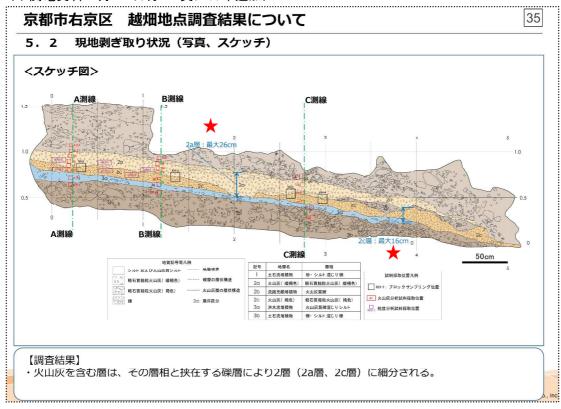
- *1:設置変更許可申請書に記載の値
- 広島高裁決定文に引用
- * 2:降灰時間を24時間と仮定し、設計層厚から試算した機能維持評価用参考濃度 (第2回検討チーム会合「資料3」に基づいた試算値)
- * 3:現状設備において (ディーゼル発電機を交互に切換え、フィルタ取替・清掃することによって) 対応可能な限界濃度

※降下火災物の影響評価に関する検討チーム,第3回(6月22日),資料1-2-2,p.3

[資料 2]

関電想定の層厚 10 cmは過小。専門家の報告では、風向きにより、20~50 cmの火山灰層厚が予測される。

*「山元(2017)」論文で引用されている、「井本他(1989)」論文では、 越畑で層厚 30cm の大山生竹(DNP)が示されている。関電の現地調査で最大 26cm を確認。 (↓関電資料 2月 13日付 35頁に★印追加)

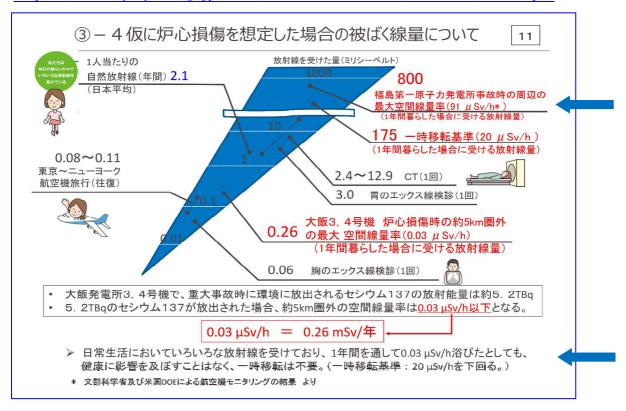


* しかし関電は、「層厚を評価できる地点ではない」としてしまった。当事者関電の調査と、 火山の専門家のいない規制庁との密室論議で、専門家の評価を覆し、当初の「層厚 10cm」 でよしとしようとしている。(関電資料 51 頁に下線追加)



「資料 4-1」 昨年 10 月 11 日の綾部市での住民説明会 関電資料

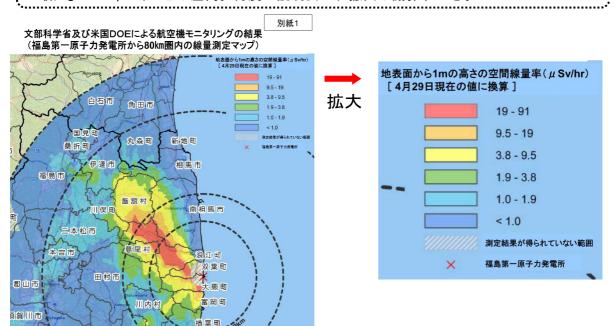
https://www.city.ayabe.lg.jp/bosai/kurashi/anzen/bosai/documents/kanden.pdf



[資料 4-2] 関電が引用している 91 μ Sv/h の出典 文科省と米国 DOE による航空機モニタリング http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/contents/4000/3710/24/1305820_20110506.pdf

2011 年 $4/6 \sim 4/29$ にモニタリング実施。その結果を 4 月 29 日現在の値に換算して、5 月 6 日に発表したもの。

★関電は 4 月 29 日の 91 μ Sv/h を福島原発事故時の周辺の「最大」空間線量としている。「最大」が 91 μ Sv/h とは虚偽。再度の説明会で、撤回し謝罪すべき。



- 1 -

[資料 5] 2011 年 3 月には、91 μ Sv/h より相当に高い数値が確認されている

http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec_file/monitoring/etc/post3-20120921.pdf

★福島県の資料:下記の「双葉町 上羽鳥」は原発から約 6km 圏で、1,590 μ Sv/h 関電は、福島原発事故を小さく見せようとしているが、事実はごまかせない。

平成23年3月11日~3月31日(東日本大震災発生以降)にモニタリングポストで 測定された空間線量率等の測定結果について

1 空間放射線

(1)空間線量率

福島県が原子力発電所周辺の23地点、原子力発電所予定地周辺1地点及び比較対象地点1地点、東京電力(株)が福島第二原子力発電所が発電所敷地境界7地点で平成23年3月11日から31日に測定した空間線量率の結果は以下のとおりであり、震災に伴う停電等によるデータの欠測がありましたが、原子力災害の影響で過去の最大値を大きく上回る値が記録されました。

各地点の空間線量率の変動グラフ (1時間値) は参考資料のとおりです。

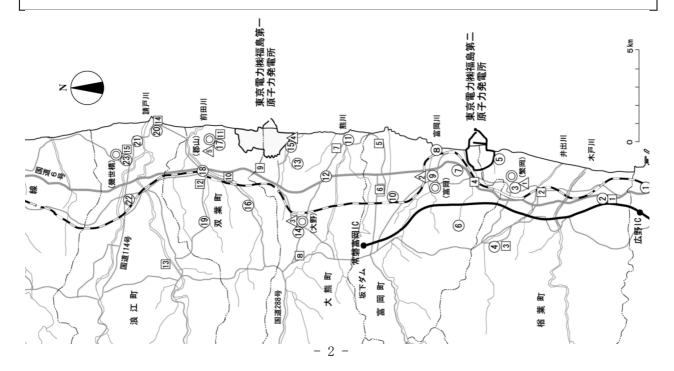
ア 福島県測定分

福島県測定分*1

以下は抜粋

単位: μ Gy/h = μ Sv/h (マイクロク * レイ/時間 = マイクロシーへ * ルト/時間)

局舎名	測定期間(3月11日0時~)	平均値	最大値	過去の最大値**2
		. I		
双葉町 上羽鳥	~3月14日 12時**3	58. 5	1, 590	0. 10
			1	
浪江町 浪江	~3月31日 24時	9. 38	134	0.09
	双葉町 上羽鳥	双葉町 上羽鳥 ~3月14日 12時*3	双葉町 上羽鳥 ~3月14日 12時**3 58.5	双葉町 上羽鳥 ~3月14日 12時*3 58.5 1,590



【訂正後】(訂正箇所:太字・下線)

文部科学省のモニタリングカーを用いた 福島第1発電所及び第2発電所周辺の空間線量率の結果について

平成23年3月16日 文 部 科 学 省

1. 背景

文部科学省は、特難している住民や周辺住民の安全・安心の確保のため モニタリングカーを用いて、現在、特選区域となっている、施設から半径 20キロメートル以上、30キロメートル以内の範囲でモニタリングを実 施した。〈別紙〉

2. 測定条件

· 測定日時: 平成23年3月15日 20時40分~50分

・測定機器: GMサーベメイタ及び電離箱

・ 測定場所: 液江町周辺(福島県第一発電所から北西20キロメートル)

・ 測定環境 : 車内及び車外で測定

3. 測定結果

本日、モニタリングカーを用いて、空間線量率を測定した結果は下記の通りである。

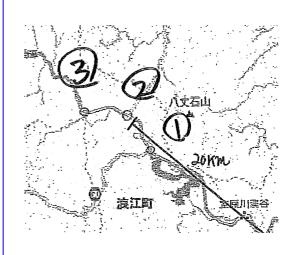
(マイクロシーベルト毎時)

測定点	測定環境	測定機	測定機器		
		GMサーベメイタ	電解箱		
0)	市内	300	260		
	車外	330	300		
2	車內	2 2 0	195		
Î	車外	270	2 4 0		
3	車內	223	210		
	車外	255	240		

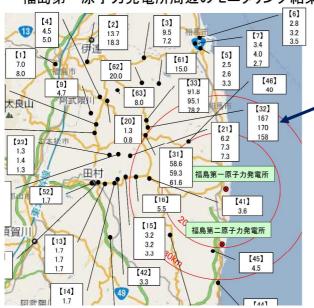
事故直後のモニタリング等はほとんど公表されていないが、資料が残っているものでも、 $91\,\mu$ Sv/h を大きく超えている。

★文科省の 2011 年 3 月 15 日モニタ リングでは

20km 圏外の浪江町で 330 μ Sv/h



福島第一原子力発電所周辺のモニタリング結果



★文科省モニタリングでは3月17日でも30km 圏外で 150 µ Sv/h を超えている(【32】赤宇木の手七郎)

測定日時 3月17日 9時20分~17時43分 ●測定箇所

単位:マイクロシーベルト毎時

 $\frac{\text{http://web.archive.org/web/20110322154547/http://www.mext.go.jp:80/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/03/19/1303727_1719.pdf}$

◆綾部市の住民説明会資料関連のHPでは、下記が追加され、関電の補足説明にリンクが張られている。しかし関電は補足説明でも91μSv/hを「妥当なものと考えています」としている。 綾部市HP

https://www.city.ayabe.lg.jp/bosai/kurashi/anzen/bosai/ooihatudensyojyuminsetumeikai.html

「※関西電力(株)の説明資料 P11 の福島第一原子力発電所事故時の周辺の最大空間線量率 (91 μ Sv/h) の解釈については→こちらを参照ください。(外部サイトへリンク)」

- むし、原子力災害が発生した場合、移転しないといけないのですか?

なお、この試算に用いた91μSv/hは、航空機を用いて網羅的に取得され、一定の測定方法のもと整理された線量データであることに加えて、一時移転の判断に当たって被ばく防護の観点から対象外とされている一時的な空間線量率の上昇を含まないことから、空間線量率の水準として妥当なものと考えています。

	Cs-137放出推定值 (TBq)	空間線量率(µSv/h)	
福島第一原子力発電所	16,000.0	91.00	
大飯発電所3、4号機	5.2	0.03	

- *疑問:福島第一原子力発電所の事故では「91µSv/h」よりも大きな値が出ているのでは?
- → 一部で示されている空間線量率の値(双葉町上羽鳥の1,590 µSv/hおよび浪江町の330 µSv/h)については、 広域的に取得され、一定の測定方法のもと整理された測定データではないため、用いていません。

「91 μ Sv/h」という値は、約5km圏外の空間線量率を想定するにあたり、平成24年度第34回原子力規制委員会(平成25年3月27日開催)において安全目標を議論するなかで参照された、事故後最初に航空機を用いて網羅的に取得され、一定の測定方法のもと整理された線量データを採用したものです。

福島県、東京電力が整理した約5km圏外のモニタリングポストでの空間線量率の測定データ *2 においても、一時移転の判断に当たって被ばく防護の観点から対象外とされている一時的な空間線量率の上昇を除いて *3 、約5km圏外では91 μ Sv/hを上回る測定結果はなく、空間線量率の水準として91 μ Sv/hは、妥当なものと考えています。

- ※1:「文部科学省及び米国エネルギー省航空機による航空機モニタリングの測定結果について(平成23年5月6日)」に基づく。平成23年4月6日から29日にかけて、文部科学省及び米国エネルギー省航空機による小型 飛行機及びヘリコプター2機が、延42回飛行して得た結果のうち最大値を示しているもの。
- ※2:「平成22年度空間線量率の変動グラフ平成23年3月11日~3月31日(東日本大震災発生以降) 🔠 (福島県HP) より抜粋。
- ※3:原子力災害対策指針において、「OIL2の基準値(20µSv/h)を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間線量率がOIL2の基準を超えた場合に防護措置の実施が必要である」とされており、一時移転の判断に当たって被ばく防護の観点から対象外とされている一時的な空間線量率の上昇を除いた。原子力災害対策指針P50より抜粋